

# パブリックコメントで寄せられた主な意見

【実施期間：平成19年2月1日から2月28日まで】

## 【基本計画全般】

知的障害養護学校の在籍児童生徒数の増加、障害の重度・重複化、多様化そしてそれに伴う教室不足等の問題がありながら、基本的には加配等の人的配置のないまま、(計画は)センター化に伴う学校組織の改編がいくつかの学校で行われていることだと考えている。計画の実施にあたっては、それぞれの学校、地域の実情を十分に把握していただき、各校の自主性を生かした実践が進められるよう願う。

計画がきちんと機能するためには、学校の外から行う「外部監査」が必要。

個別教育指導計画も、該当児童生徒に適切かどうかを客観的に判定しなければ、意味をなすとは思えない。

・特別支援教育コーディネーターには、指導する権限が与えられるのか。また、別の役職の方が、学校に対する指導権限をもつのか。

・教員側のスキルの充実は必要と思われるが、教員の方々のスキルチェックが必要ではないかと思う。特に、特別支援学校、学級の教員に付いては、レポート提出や授業の監査等のチェックが必要ではないか。

素案のように、親・学校・地域の要望があれば対応をする・・・という消極的なアプローチでは、支援の手からこぼれ落ちてしまう子ども達が出てくる恐れがあるのではないかと危惧している。

・発達障害の啓発のため、先生方の研修会を開いて下さるのは良いことだと思うが、できれば、どの学校にも学級運営など先生方にアドバイスができる専門家を配置して、現場の先生方、子ども達が、ゆとりをもって過ごせる学校であってほしい。

計画策定の趣旨について

下線部 のように変更して欲しい。

(本文)『近年、県内の盲・聾・養護学校や小・中学校の特殊学級等に在籍する児童生徒は増加するとともに、障害は重度・重複化、多様化の傾向にあり< 挿入> また、障害児教育に対する本人・保護者の高まりは多様化しつつある。』

【変更1】、さらに高等学校における障害をともなった生徒の入学や在籍校数も増加傾向にあります。

(本文)『県教育委員会では、障害児教育の世界的な潮流や国の動向、県の障害者施策などを踏まえつつ、平成15年6月に「ノーマライゼーションの進展に対応した障害児教育の検討会議」を設置し、平成18年3月に「千葉県の特別支援教育の在り方について(提言)最終報告」を得たところです。』

【変更2】下線部 を以下のように変更してください。

「障害者権利条約」をめぐる障害児教育の世界的な潮流や県の「障害者条例」(文中の内容または資料として、「障害者権利条約」、「千葉県障害者条例」)

## 【本県の障害児教育の現状と課題】

言語障害に関する専門性を維持・向上できるように研修を充実させて欲しい。また、総合教育センターに、言語障害について専門知識を持った指導主事を配置して欲しい。

高等学校の現状と課題について

・「基本計画素案 本県における障害児教育の現状と課題」には高等学校における現状の分析がない。実際に高等学校の通常の学級で、「LD, ADHD, 高機能自閉症等の教育的支援を必要とする生徒」が学んでいることは、文部科学省の調査によっても明らかにされている上、「素案」においても、「在籍するLD, ADHD, 高機能自閉症等の生徒」と記載されている。

・「素案」には、県総合教育センター特別支援教育部における来所相談や巡回相談の件数の変化が示されているが、高校現場でのこうした相談件数や生徒の実態を明らかにし、その分析を行うことも必要である。また、「障害児・者」を受け入れている高校現場の生徒の状況や受け入れ体制の実態把握、課題認識も必要である。(同様の意見あり)

#### 盲・聾・養護学校の現状と課題認識について

・盲・聾・養護学校で学ぶ生徒数の増加、殊の外、知的障害養護学校の高等部の生徒数が増加していることから、こうした学校での個々の生徒に応じた指導内容・方法の充実が課題であることや、生徒増による教室の不足や食堂、体育館等の狭隘化が指摘されている。また、長時間通学で心身に負担がかかっている児童生徒の問題も指摘されている。

これらの課題の解決のためには、教室、学校そのものを増設し、教職員数を増やすことが最重要の課題であり、このことを何よりも指摘するべきである。

#### 軽度発達障害の児童生徒の実態について

「（本文から）近年、県内の盲・聾・養護学校や小・中学校の特殊学級等に在籍する（中略）・・・障害のある児童生徒へと広がっています。」という認識を私ももっています。また、「（P4本文から）通常の学級における、LD,ADHD,高機能自閉症等の児童生徒に対する（中略）・・・人材の育成も含め、喫緊の課題となっている」「また認定就学者制度等により通常の学級に在籍している場合があるため、適切な教育支援」が必要と指摘されている。その点についても同感できる。

しかしながら、それが一体どのような実態になっているのか、これまで全く具体的には示されていない。実は、このことは大変重要なことで、「LD,ADHD,高機能自閉症」といわれている児童生徒は全児童生徒の6.3%いると文部科学省は指摘している。

文科省の統計（をもとに）、LD,ADHD,高機能自閉症（軽度発達障害の児童生徒と略す）の児童生徒を具体的な数字で示すと、千葉県下では3万人の児童生徒がいることになる。県の調査の数字4.7%を当てはめても、約2万3,000人という数字がでてくる。

・県内の33校の盲・聾・養護学校に学ぶ児童生徒は約4,500人、障害児学級の在籍者は約5,000人なので、県全体で現在障害児教育を受けている児童生徒の約3倍（件の調査でも約2.4倍）の児童生徒が新たに本県の特別支援教育の対象として加わったということになる。このような状況の中で、どのような教育的支援を行おうとしているのか。この数字は極めて大雑把なもので、県の行政を行う上でこの程度の認識では、財政上の保障や人的配置は困難であろう。

軽度発達障害の児童生徒の実態を明らかにしてほしい。たとえ保護者や本人とのかかわりで微妙な問題があっても、把握できているのであれば実態を報告すべきである。実態の把握がなされていないとすれば問題外である。ところが、上記のような作業もなしに、盲・聾・養護学校を「特別支援学校」という名称に変え「センター的機能」と称して膨大な機能の付与・押し付けが行われようとしている。

#### 早期の教育相談の現状に

（5）小児科医や療育機関との連携を追加

5．課題（3）の「LD・・・自閉症等の児童生徒」の記述を、  
「・・・自閉症等全ての障害をもつ児童生徒」へ変更

5．課題に

（8）高等学校普通科への障害児童の受け入れをどのように進めていくか。全ての障害をもつ児童生徒にとって高校入学への選択肢をいかに広げていくかを追加

#### 【本県の特別支援教育の基本的な考え方】

「本県の特別支援教育の基本的な考え方」の3項目はまったく同感である。この目標を達成するためには、様々な手段が提示されるべきである。そして、学校も保護者も『その子に最適と考えられる』手段を選択できるよう、行政の努力を望む。行政の側は管理に都合の良い特定の手段を強制することがあってはならないし、保護者の側も、自ら選択肢を放棄する様な行動をとって、結果的に(3)の目的が達成できないようにならないよう、相互理解を進める社会環境を構築する必要がある。これは、『子育てしやすい社会』のひとつの形であると思う。

障害のある子どもが、自立し、社会参加できるようにつなげるのには、幼稚園、保育園、小・中学校の普通学校そして高校の中で、同世代の子ども達の中で一緒に遊び、学び、育つことである。それは、障害のある子もいない子も、先生、学校もいっしょに育つことになる。障害があることが、子どもには困難ではない。障害児・者がいることに慣れていない、関わっていない大人たちが困難と思っているのである。この意識を変えるのは、教育の場、学校でしかできないのでは。

・今、特別支援教育として行うことは、分離教育を強めていくことである。世界各国が行っていることと国や県は逆行している。学習、生活上の困難な子として別の場所へ取り出したり、連れ出したり、振り分けなくてほしい。障害の子と一緒に歩む努力を先生、学校でしてほしい。子どもと親の意志を尊重し、耳を傾けてほしい。障害のある子どもに努力させる、克服させるために別室等に分けていくのではなく、一緒にいることから大人たちが考えていく配慮がサポートと思う。この子ども達が未来を変えていく社会を変えていくので、特別支援教育は分けなくて共に過ごせる教育の場にしてほしい。（同様の意見あり）

私は知的障害のある息子もち、地域の普通学級で9年間の義務教育を受けさせた。高校でも共に学びたいという願いを叶えたいと親子で努力し、1年間の浪人の末公立高校定時制に合格、充実した4年間を過ごした。現在、息子は27歳になり、NPO法人の活動に参加している。

・千葉県の特例支援教育は、従来の特殊教育の対象に加えて、通常の学級に在籍する障害のあるすべての幼児児童生徒を対象とするものと、素案にある。これまでも、特殊教育だけでなく、通常学級でも多くの障害のある子ども達が学校生活を過ごしてきた。この現実が、素案の中でしっかりと認識されているものと思う。素案の基本的な考え方に基づいて、通常学級でも障害のある子ども達が、「この場に適さない存在」という扱いを受けることなく、現在いる場で適切な支援を受けることができるようになることを切に願っている。そして、すべての障害のある子ども達が、今居る学級で、「価値ある存在、尊重される存在として認められること」、このことが千葉県のすべての学校で実現することを切に願い、特別支援教育に期待するものである。

・「養護学校が適している」といわれた私の息子が通常学級で学び、高校まで卒業することができたのは、小中高それぞれにおいて、その学校その学級で障害のない子ども達と同じように、「価値ある存在」として認めていただいたからだと思っている。その当時は、特別支援教育の考え方はなかったが、それでも障害のある子を柔軟に受け止め、「教育の対象」として下さった教職員の方々がいた。これから特別支援教育になるので、あらゆる教育の場ですべての障害のある子ども達が「価値ある存在」として認められること、そのことを最大の課題として取り組んでいただきたいと願っている。（同様の意見あり）

私はNPO法人の活動として「ノーマライゼーション相談事業」という事業を3年間実施してきた。その中で受けた一つの事例から、通常学級に在籍する障害のある子が、学級担任から厳しすぎる指導（合理的な配慮に欠ける扱い）を受け、適切な支援を受けることができなかつた。その結果、友人たちと一緒に引き続き普通学級に進むという最初の希望を、本人が自ら断念したという事例である。特別支援教育が本格実施されるにあたり、このような事例が今後二度と起こらないように、本人の心からの希望が実現されるようにしてほしい。

ここまでに至らなくても、今居る学校、今居る学級でなかなか認めてもらえないという相談を数多く受けてきた。なぜ、このような状況が起こるのか。素案の基本的な考え方には、「あらゆる教育の場において、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し・・・」とある。管理職を始め教職員の中に、一人一人の多様性を認め、一人一人に必要な支援があることの認識が残念ながら足りない場合が多々あるのではないだろうか。

本県の特例支援教育の基本的な考え方として、(2)「地域で共に学ぶ機会が得られる教育を目指す」とあり、その中身も場を分けた上での交流・共同学習などの「機会」を増やすという部分的・限定的なものになっているが、千葉県の地域福祉支援計画や障害者計画等で共に学ぶ教育の重要性がうたわれていることや、国連の障害者権利条約が採択され、文科省もインクルーシヴ教育を志向することを国会でも答弁していることを考えれば、なぜ千葉県として将来を見据え、統合教育を目指す方向性を掲げることができないのか理解できない。

・基本的な考え方としては、当然「地域で共に学ぶ教育を目指す」とすべきである。特別支援教育は、「あらゆる教育の場において・・・適切な指導及び必要な支援を行う」というならば、まず場があるのではなく、まず支援があり場も支援の一要素にすぎないはずなのに、場を固定した上で共に学ぶ機会を目指すなどということでは、特別支援教育は特殊教育の名称変更だけでしかないと言わざるを得ない。

## 【早期の教育相談支援体制の整備】

今回、対象が生まれてから亡くなるまでという事だが、その中で幼稚園、保育園の子供達が含まれるが、連携が良いという地域は限られているし、格差がすごくある。前に住んでいた習志野市などでは充実していたが、地元では非常に遅れている。幼稚園の保育士の方がいつもどこに相談に行ったらいいか困ると聞いている。縦の繋がりが薄い。いまだに言語に関する相談事業は月に2、3度のところがある。あくまでも指導ではない。問題がありますと言われるだけである。東金市などはいまだに市が幼児指導する場はない。親が自費で継続させている所があるだけである。(場所だけは市が貸してくれているのみ)市の職員に相談に行った幼児の母親に、指導を受ける場所は自分が親なのだから探さないと言いつつたそうである。こんな自治体もある。

『早期の教育相談体制の整備』について、『就学支援』が形式的なものにならないよう、第三者(外部の医療福祉関係者)のアドバイスを受け、『その児童を受け入れるためには、何が必要か』という視点で検証して欲しい。また、第一子の場合は、保護者には『学校自体の構造が分からない』ので、基本的なことからの説明をお願いしたい。

障害のある子をもつ親の「孤立と行政への不信」「あきらめ」、その反動としての「強硬な自力救済」という、決して良い方向へ向かない動きにつながります。「相談支援体制の充実」は、単なるシステム整備だけでなく、親の心に共感しつつ、子ども自身の将来を最重視した方向へ保護者を誘導できる、指導者・支援者の確保であるべきと感じる。

早期からの連携支援について、地元自治体の連携協議会に保護者の立場として参加して感じたこととして、行政の、たとえば福祉部の統括担当者が「発達障害」への知識・認識がなく、福祉の現場に必要な情報が伝わっていない。また、現場自体が縦割りのため発達障害の位置づけができていない自治体では、「誰が連携支援の当事者になるのか」さえ、押し付け合いが起きることが想像される。同じセクションでも連携ができないのが行政の欠陥なので、本質的にいえば、「子どものことをよく知る立場の」教育関係者から具体的な要望を福祉部署にいれ、責任を持って実行されたかどうか検証する、というところまで連携協議会のレベルが高くなることを期待する。この点は、教育委員会がリーダーシップをとって行政を牽引していくべきと思う。

現在、3歳の子供が肢体不自由児施設に通園している。今後の就学は大きな悩みで、なぜ、肢体不自由児は特殊学級にも行けないのか。座位がとれない子は、親の送迎で養護学校に行く。母親は、仕事を持たないということが大前提でないと、とても無理である。様々な家庭環境がある中で、とても理不尽である。地域の、一番近くの学校に就学させたい。そういったためには、母親や他の人たちが付き添うなども必要になるかもしれない。でも、働かなくてはいけない母親などは、送迎より時間のロスがありません。個々の事情に合わせた、就学・就労ができるように早い段階からの家族と県や市との連携を希望する。

〔計画のポイント〕5段目の「早期からの教育相談支援・・・」を「早期からの地域に出向いていく教育相談支援」へ変更

〔計画のポイント〕6段目の「教育、医療・・・等の関係機関」に「療育」を追加

2 - (2) 就学相談の実施

「市町村教育委員会が就学に関する専門家からの意見を聴いた上で必要な説明を行い」を削除

2 - (2) 就学相談の実施

「本人・保護者の意見を聴き総合的な・・・」を

「本人・保護者の意見を聴き、その意思を尊重した上で、総合的な」へ変更

## 【小・中学校における特別支援教育体制の整備・充実】

「それぞれの障害種に対応した専門の指導が受けられる環境を整備する」の通り、ことばの教室で指導を受けている言語障害、特に構音障害や吃音のある子ども達も、適切な指導が受けられることを明文化してほしい。また、総合教育センター特別支援教育部に言語障害の専門家を設置して欲しい。(同様の意見あり)

自閉症圏の子どもが二人いて、同じ小学校に通っている。(特殊学級はなく通常学級のみ的小学校) 自閉症の子どもの教育について、親の考えを尊重していただきたい。

(理由:子どもの人生について責任と養育義務のあるのは親であり、その親の価値観・教育観と違うことを、もし専門家が主張するとしたら、無責任なことだと思う。(専門家が、結果について、責任を取ってくれるわけではないので)個人的には、親は効果的な新しい教育方法を知っている、と言える自信がある。

各学校の特別支援教育コーディネーターには、校長先生あるいは教頭先生になるべきだと思う。

(理由:一般の教員は、学校行事や日常業務などで忙しく、コーディネーターをするのは現実的に無理ではないか。校長先生が特別支援教育の優先順位を低く考えている限り、現場の先生方も本気で取り組もうという意識は高まらない。なので、校長先生または教頭先生自ら、特別支援教育コーディネーターとして、校内外の連携づくりに努めてほしい。

市町村の小・中学校に「個別の教育支援計画」や「個別指導計画」のマニュアルを近々配布すること。障害を受容されていない保護者が多い中、保護者の協力を得られない中でどのような子どもたちまで書いていくのか(学習障害などでは学習への適切な支援がなされれば、他機関との連携等は必要ないと思われるが)、現場の先生方の混乱が予想される。「願い」や「支援内容」「支援方法」などが引き継がれていくことが優先なので、最低限必要なものにしてほしい。

一人一人に合わせ「セルフサポートブック(アスペルガー症候群)」「学習サポートブック(LD)」「サポートブック(自閉症)」といった使用方法も異なる。守秘義務といって棚の中にしまい込まれてしまうような資料では、活用されずに終わってしまうのではないかと危惧する。

通常の学級内で発達障害の児童生徒を支援する補助教員をどう確保するかについて、国から「特別支援教育支援員」が予算化されたが、各自治体がこれを実現するために必要な予算措置を行うよう、協力に自治体を指導して欲しい。また、この制度が継続拡充されるよう、県独自の予算措置を行って欲しい。それに関して、「支援員」が自閉症の児童生徒を「支援」する資質があるかどうかの問題である。この点についても、現場で十分注意を払うよう、指導して欲しい。

『交流及び共同学習の推進』であるが、「基本的考え」にある(2)「共に学ぶ」と(3)「能力を最大限に発揮して学習できる」が両立できる機会であることを望む。形式的・画一的な「共に学ぶ」を実行すると、人間関係や環境適応・刺激に困難を持つ自閉症の子供は、深刻な二次障害に陥る可能性がある。しかし、本人の状況を理解し、場を選択することにより、相対的な人間関係を体験し、社会参加のスキルを学ぶ機会となる。もちろん、他の児童生徒にとっても、自閉症理解の機会になると思う。

そして、本人交流先の集団に適應できれば、今まで限られた環境内でしか選択できなかった学習機会が大きく広がり、本人の新たな可能性を開拓することにあるであろう。これは交流に係る複数の教員・介助員が本人の「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」を共有することにより、システム化していけると思う。

小・中学校に関しては、生徒一人一人への理解を深め、それぞれに求められていることを認識した上で、生徒が集団の中で共に育つこと、教職員が集団的に教育に係わること、保護者や地域社会との連携を深めること等が今以上に求められているといえる。

ダウン症候群の7歳男児をもつ親である。現在、普通学級の1年生であるが、近所の特学がビデオを流していることが主で、カリキュラムもなく教育と言うには程遠い状況なので、学区の普通級を選んだのだが、個人を尊重しその子に合った教育は考えて貰えず、「特学」を薦めるばかりである。人員が足りないとか、つける予算がないとか、19年度から施行されても変わりませんと言い切る。これでは、何の希望もなく、期待もできず不安ばかり。

まず、特殊学級のカリキュラムをどの学校も統一してほしい。先生任せなんて、考えられません。それと、確実に普通学級の中で彼にあった教育ができるようにしていただきたい。お伝えしたいことは山ほどあるが、まずはこの点をお願いする。

下記のように現行文書 訂正希望、直下にその理由を記した。

-1-(1)障害児理解の推進

\* 現行「そのためには、通常の学級の担任をはじめ全教職員」 『通常の学級の担任をはじめ校長・教頭を含む全教職員』

(理由) 学校を挙げて、障害のある児童生徒の理解を進めるにあたっては、長である校長の正しい理解が不可欠でありその点をより明確にするため、あえて記載していただきたい。

\* 現行「障害の理解についての研修を実施」 『研修を全教職員に必修とし』

(理由) せっかく研修を実施しても、全教職員必修としなければ、肝心の障害のある児童生徒の担任が出席しないケースも生まれるため。

-1-(2)指導方法の工夫

\* 現行「授業研究に努めます。」 『授業研究に努め、障害のある児童生徒、保護者の要望にも配慮した授業を実践します。』

(理由) 障害のある児童生徒の一人一人の障害の特性は保護者の方がより詳しく理解している場合も多く、本人や保護者の希望をよく踏まえたうえで、授業に反映させていく姿勢が大事。

-1-(3)特別支援教育支援員等による支援 専門性のある教員の各校への配置

流山市では、現在特別支援教室の部屋の工事は、殆どの小学校で終了しているにもかかわらず、その部屋を使って指導に当たる専門性のある常勤の教員が1名しかいない。障害のある児童生徒の教育のためには、専門性のある教員を、各小・中学校につき1名以上常勤の必要がある。県よりの教員の配置を希望する。

-3-(2)- 「巡回による指導」の充実

市町村からの要請に応じて 市町村及び保護者からの要請に応じて

全教職員への障害への理解が広がるまでの間、障害を正しく把握していない担任や学校からの養成を待たず、保護者からの要請にも応じて巡回指導を行って欲しい。

-5 「特別支援教室（仮称）」構想に向けた取り組み 「特別支援教室」の開設

上記のように、流山市では教室の工事は終了し、非常勤教員による特別支援教室での指導が、平成18年度よりすでに始まっている。案を練っているうちに、ニーズのある子どもが支援を受けることなく、どんどん成長していってしまう。早急な対応をよろしく願いたい。

3月末までに特別支援教育に関する総合的な基本計画を策定するという事でタウンミーティング開催の日時、場所が5ヶ所と少なく、今回のパブリックコメントと慌しく進められている状況に戸惑っている。

・素案の中に、5年10年と長期的に計画を進めていくようですが、今、指導を必要としている子どもが居る。できるだけ前倒しに展開して下さるようお願いしたい。

・関係者それぞれがまず、自分の周りからはじめていこうとする意識改革が必要だと思う。改革先進地区の情報をオープンにしていただき、県全体でこの「特別支援教育」への意識を高めるよう、お願いしたい。

・当面、「難聴・言語特殊学級」は「難聴・言語特別支援学級」として運営されると思われるが、「特別支援学級」本来の形態は、時間の半数以上をその学級で過ごし、残りの時間を通常学級との交流に充てられるものとする。現状は週1回の指導のために籍を「特殊学級」に移し、表面的には通級指導教室と同様の形態をとっているにも拘わらず変則的であり、日常のほとんどを通常学級で過ごしている子どもにとって通常学級では肩身が狭く、学級編成時には特に難しい状況がある。

是非、計画的に「特別支援教室」へ変更をお願いしたいこと、それに伴う先生方への処遇や子ども達への配慮が後退することのないよう、御配慮願いたい。

特別支援教育では、専門の先生方を増やしていただくのももちろん大事なのだが、子ども一人一人に対応するには限界があると思う。そこで、親がもっと専門的な知識等を身につけられるよう、講習会等々、勉強の機会を増やしていただきたいと思う。子ども一人一人に対応できるのは、最終的には親しかいないと思う。

学校は教育の場であると同時に、子どもにとって暮らし・生活の場であるにもかかわらず、障害児は学校で安心して生活できる状況になっていない。オムツを替えない、水を飲ませない等の虐待すら起こっている。特別支援教育が「あらゆる教育の場において・・・適切な指導及び必要な支援を行う」というならば、まずどの場でも命を脅かされず、安心して暮らしていける環境を整えるべきである。このことは基本的な人権の問題であり、少なくとも次の3点を計画に盛り込み、推進すべきと考える。

(1)移動に困難を抱える障害児のいる小・中学校へのエレベータ設置を進めるよう取り組むこと

(2)医療的ケアの実施体制は、特別支援学校に限らず、小・中学校での実施も含めて整備・推進すること

(3)小・中学校でも、移動・排泄・食事など必要な生活介助が受けられるような体制を進めること。

19年度から地方財政措置されることになった特別支援教育支援員をまず「生活介助を保障する人」として位置づけ、その設置の推進に努めること。(同様の意見あり)

小・中学校の「学級での支援」で、「わかる授業の実践が最重要課題」となっているが、知的障害の場合、わかる授業を求められれば必然的に取り出しによる個別授業に行き着く。私の子どもは知的障害があるが、「わかる授業」ではなく「わからなくても楽しい授業」で意欲的に学んできた。取り出しは嫌である。私たち親子のようなニーズを持った人はどうなるのか。とてもとても不安である。

（「特別支援教室（仮称）」構想に向けた取組）の記述は、大変大きな問題を孕んでいます。先ず第一に、平成15年3月「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」で障害児学級（特殊学級）を廃止して、そこで学ぶ全ての児童生徒を通常学級に在籍させるという報告が出され、これに対して全国から様々な批判が起こり中央教育審議会（中教審）の答申（05.12.8）では削除されて、全国の関係者がほっとした部分である。言い方を変えると、中教審の答申にはなかったものであるが、その1ランク下の「特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議」の最終報告の中身を勝手に復活させたということなのである。

通常学級に籍を置き、障害児学級をなくし「通級指導教室」にしようとする方針は、有限である教師の指導の限度を簡単に超え、学級崩壊など公教育に壊滅的な打撃を与えるだろう。この限界を余裕を持って守らなかったら、教育の営みが成立しないのは明らかである。この点について、県教育委員会は正確な方針の提起が必要である。様々な要因が絡まっていて、原因を一つに絞ることはできないが、その中の一つとして、学級の中の「発達障害の児童生徒」の存在があげられる。ケースとしてうまく適応している場合も多いと思うが、決して全てが上手くいっているわけではない。

つくし養護学校に入学してくる「通常学級在籍」の児童生徒と接すると、その困難さを実感することができる。30人学級ならまだしも、40人学級での指導の困難さは目を覆うばかりだと思う。上記の方針は、その学校の全ての障害児を通常学級に在籍させるわけだから、通常学級の深刻な事態を一層助長することになるのは間違いなし、教師の労働条件を更に厳しくすることに繋がるケースがでてくるのは必定であろう。この部分については撤回が必要である。

骨子案では、盲・聾・養護学校の教員が「小・中学校へ巡回し、直接指導」と述べていたが、素案では「巡回による指導」となっている。「直接指導する」という文言に何か違和感でもあったのか。しかし、基本的には「巡回による指導」でも「小・中学校へ巡回し、直接指導」でも同じことであろう。この点は大変重要であると思う。

経過を振り返ってもわかるように、県教委は一貫して答えてこなかった。意識的に避けてきたといった方が正しいであろう。

今回の「素案」には、通常学級で学んでいる膨大な数の軽度発達障害の児童生徒たちへの教育的支援を、特別支援学校の教師による「巡回による指導」で済まそうと記されている。このことは、特別支援学校の新たな「センター的機能」として位置づけられている。しかし、この内容に直接つながる記述は、中教審の「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」にも、「千葉県の特別支援教育の在り方について（提言）最終報告」の中にも、全くない。

（特別支援学校が）新しいセンター的機能を発揮しようとするれば、障害児学校に勤めている教職員の勤務の条件も大きく変わり、目の前の児童生徒の健やかな成長に責任が持てなくなるだろう。京都の総合養護学校の例を見ると、2割もの教員が地域支援に回り、それを穴埋めするのが講師と言う状況になっている。今後、「地域支援」に回る教員の代わりや通常学校の学習指導の支援に「ボランティア」「大学生」「大学院生」をアシスタンスとして活用する事が明示されている。恒常的な教員の不足をアシスタンスに支えて貰うなどという事は聞いた事がない。

・10年間を見通した「基本計画」だとすれば、少なくとも単年度ごとの教職員の増員幅や分校の設置や学校の増築などの基本的な部分での計画案が示されなければならないだろう。2007年度から始めようとする計画が3月の段階で「仮称の素案」で止まっている事に大きな失望を感じている関係者も多いであろう。

〔計画のポイント〕「障害のある児童生徒にとって「わかる授業」を推進し、」を  
「障害のある児童生徒にとって「わかる事業」「参加意識がもてる授業」を推進し、」へ変更

5 段目「障害児理解の推進」を、「障害特性理解の推進」へ変更

6 段目「授業（指導法）の工夫」を、「個人に合わせた授業（指導法）、評価方法の工夫」へ変更

〔計画のポイント〕「LD、ADHD・・・図4 「2. 校内体制による支援」の項目に  
「・保護者支援、連携の強化」を追加

1 6 段目 「学校を支える校外からの支援システム」の項目に  
「・地域の生活支援事業所及び相談支援事業所との連携」を追加

1 6 段目 「学校を支える校外からの支援システムを整備します」を「学校を支える豊富な知識と経験をもった校外からの支援システムを整備します」へ変更

2 1 段目 「交流及び共同学習」を積極的に進めを、「特別支援学級と通常学級の枠組みをはずすこと」を積極的に進めへ変更。

2 3 段目 「特別支援教室(仮称)」の構想に向けて・・・に  
・全ての児童生徒にとって学校生活が豊かな学びの場となることを推進する。障害のあるなしにかかわらず、全ての児童生徒にとって学校生活が豊かな学びの場となることを推進する「特別支援教室(仮称)」の構想に向けて具体的検討します、を追加

1 学級での支援に(4)評価制度の工夫  
個別の指導計画、プログラムに沿った、一人一人に合った評価方法を取り入れる、を追加

(3) ボランティアによる支援システムの整備  
高機能自閉症等の児童生徒をはじめ、全ての障害のある児童生徒の・・・に変更

4 「交流及び共同学習」の推進 (1) 特別支援学級と通常の学級  
「交流及び共同学習」は将来的に廃止することを目指します。  
もともと交流という言葉が必要な状況は「地域でともに学ぶ教育」が実践されていないことのあらわれである。特別支援学級と通常学級を分け隔てすることがなくなるよう、意図的・計画的に働きかけ、年間計画に明示した上で実践を進めます、という文言に置き換える。

## 【今後の特別支援学校の新たな機能の構築】

わが子は、養護学校に在籍している。

来年度より、名称が、養護学校から特別支援学校に替わるにあたり、子供達の戸惑いがあるのではないか。校歌の中の養護学校と言う呼び方で、子供達は歌で自分自身の学校名を覚えたり、文化祭の呼び方で学校行事を覚えたりしている。

特別支援学校と言う名前に替わる時、子供達はどうか受け入れていくかが、現場の先生始め、親としてはとても不安である。障害についても様々な障害の子供達が通学し、先生方の指導の元で、成長し、親としては養護学校へ通学して本当によかったと日々感じている。

・寄宿舎について、我が子も中学1年で今年は寄宿舎にお世話になっている。以前は、通学困難者を対象にしていた様だが、障害児が家庭を離れ生活する事は、心身共にかなりの成長がある。第三者が関わる事で、基本的な行動の練習や集団の中には上下関係がある事、仲間を作りその中から良いこと、悪い事を経験し自分の物にしていく事は大切である。

この経験が、現場実習や、卒業後の作業場での仕事に役立つ。好きで障害者に生まれてきた訳ではない。でも、障害児を授かった時から、どの親もこの子の力を出来るだけ引き出し将来親が他界した後、兄弟に負担を掛けまいと、日々利用出来る施設や寄宿舎での生活を通して、育てている。

・通学時間も、スクールバスが満員状態で、親達は時間調整し送り迎えをおこなっている。人数や道路状況や、バスの特殊性等を考えると、言葉では増便して欲しいと思うが、予算等もあると思う。県内の養護学校は何処でも満員状態ではないだろうか。どんどんと受け入れれないといけない現場に対して、バスはどうか、取り巻く環境を先に見直す事から行う必要がある。

・県の方も民間で学校を作りたいと言う機関に協力してもらおう事なども検討したらどうか。一つの事を改訂する前準備が不足していると思う。養護学校の現状は確かに資料等でわかるが、取り巻いている環境、子供の気持ち、現場の先生方の本音、保護者達が今直面している問題はなにかをまず知り、外堀から固めていかなくてはいけないと思う。

・タウンミーティングでは、先生方の意見も活発にでていた。保護者の参加は少ない様に思えた。書面での質問だと回答率は少ない。地区や町毎に保護者の生の声を聞く事は大切ではないか。県内26校前後の養護学校を1年掛けて回るだけでも、かなりの本音が聞けると思う。

県立特別支援学校の教育部門と支援機能について、地域型の支援学校の中で、視覚障害や聴覚障害に関する支援機能も有する学校においては、「センター的機能の充実」のためにも、専任の教員の増置。合わせて専門性の高い職員の配置を望む。

東葛飾地区において、現在、視覚、聴覚障害への支援を行っている野田養護学校が、支援機能の指名を受けなかったことに疑問を感じる。

特別支援学校のセンター的機能として、今までは、小・中学校の教職員への支援が行われてきたが、素案では、小・中学校の児童生徒への直接的な指導（巡回）が強く出されている。

・派遣の際の出張旅費が予算化されるのか、  
・巡回にあたる職員間の連絡調整は、どこがあたるのか。（教育事務所所属の巡回指導職員、市の巡回指導職員、特別支援学校の巡回指導担当、特別支援学級の担任等の調整機関がない）  
・養護学校が何でも支援依頼を受けますというスタンスでは、人手はいくらあっても限界がある。基本的には、校内支援体制の充実が課題であると感じている。

センター的機能の充実を図っていくために、専門家チームや連携協議会のない市町村へは、県より積極的に働きかけてほしい。（県教委と市教委との連携を十分にとってほしい）

「今後の特別支援学校の新たな機能の構築」において、〔計画のポイント〕に、『自閉症に対応した教育内容・方法の実践研究の推進と、障害特性に応じた教育課程の編成や校内指導体制の整備』という文言が入った点について、評価する。この「自閉症に対応」した教育内容・方法は、是非とも千葉県自閉症協会の情報や提言をご参考に賜りますよう、切に願います。

『養護学校分校・分教室』について、『小・中、高等学校の余裕教室等を活用した養護学校の分校を設置』とあるが、「過密化」「長時間通学」については人権上の問題でもあるので、数値的目標（適正規模・通学時間）を定め、至急実施くださるよう、実現のために予算措置を得るための働きをお願いする。また、地域密着という視点からも（養護学校増設に反対する人への説得としても）形態・機能について具体的なイメージを固める必要があると思う。

校内体制の整備と他機関との連携をめぐる

私の勤務校では、今年度、学校組織の改編が行われた。これまで学級には、児童生徒の実態に応じて教員の複数対応がとられていたが、「一学級一担任制」ということで、「学級担任」とは別に「学部支援教員」が設けられた。自立活動の専科対応も始まった。自立活動の専科対応の可能性を模索しつつ、全体としては、適切な人的配置がないままのスタートであり、今後の地域支援のための人員をたたき出すための方策だとしたら、現場の実践の内容に影響を及ぼすのは必至である。

・「素案」の中には、小・中学校に対して特別支援学校からの「巡回による指導」が明記されている。これまでのような相談ではなく、実際に指導に向かうのか。これが具体化されれば、実践に関わる教員が更に減らされるのではないかと危惧している。子ども達の在校時間中、教員は、発作やけが、飛び出し等、緊急時や行動上の問題に迅速に対応することが求められています。複数の教員が学級に固定されない状況では、子ども達も落ち着かず、臨機応変な対応がとれるのか。

これまでの養護学校における教育の中で、子ども達はゆっくりではあるけれど、確実に力をつけてきた。ゆったりした日課やきめの細かい継続的な指導体制は養護学校の財源ともいえる。「一人一人の教育的ニーズに応じた」支援が実をあげるためには、子ども達の学校生活の基盤となる学級に十分な人的配置が必要である。条件整備の十分でない現場で、無理をして、子ども達の安全上の問題や教員の心身の消耗といった事態が起こることを大変危惧している。各学校の校長は、現場の職員や保護者の声に十分耳を傾け、無理のない取組を進められるよう要望する。また、合わせて、小・中・高等学校で学ぶLD等の子ども達の教育条件を整えるための人的・物的保障の必要性はいうまでもないということ、付け加えさせていただく。

今回、策定された「千葉県特別支援教育推進基本計画（仮称）素案」が、養護学校の子供達にとってどのような案になったのか、特にタウンミーティングで、養護学校の児童生徒増の現状を訴えた東葛地区の養護学校PTAでは、この問題に関する計画案には強い関心を持った。

#### 【第1段落】

「知的養護学校の現状」で「児童生徒の増加」が記載されているが、東葛地区4校の養護学校では、19年度の入学予定者が卒業生を上回り、更なる「狭隘化」が深刻になってくる。計画策定の趣旨にある「適切な支援」を受けることができるよう「狭隘化」の解消に努めていただくよう切望する。

\* 柏養護：柏・流山にTX（つくばエクスプレス）の駅が5ヶ所あり、その通勤通学圏内では続々とマンション・戸建住宅が建設中で、今後の新・転入生の増加が予想されている。

\* つくし養護：2年後に隣接地に増築が決まっているが、来年度以降も増加が見込まれ、増築後もすぐに教室不足が懸念されている。

\* 我孫子養護：印西・白井地区に養護学校がないため、その地域の児童生徒も受け入れている。しかし、我孫子・柏地区とでは管轄の教育事務所が異なり、情報が入りにくい等の問題も生じている。

各養護学校では、全体に対する高等部生徒が占める割合が大きく、より特別な支援が必要な小学部の教育環境を圧迫している。一例では、障がいによっては、情緒安定のためにリラクスペースが不可欠であるが、特別教室も教室化されたり、教室内にスペースがとれなかったりしている。また、高等部でも卒業後を見据えた指導を行うための教室にも支障をきたしている。

現在、東葛地区の（養護学校の）高等部生徒の在籍者数は、柏88名、つくし119名、我孫子72名、野田35名と、合計で314名になる。東葛地区の高等部生徒数と同等の規模に対応できる施設として、県立高の跡施設利用は有効である。

「ア 後期中等教育の充実」にある「新たな高等特別支援学校の設置」の「今後、県内の高等学校等の跡施設を利用して、新たな高等特別支援学校の設置を目指します」の具体案として、19年度から統廃合で廃校になる県立柏北高校の跡施設を東葛地区の「高等特別支援学校」としてください。県立柏北高校は、TX柏たなか駅の目の前にあり、東武野田線からの乗換で東葛地区からのアクセスもよく、TXは、ホームには可動式の柵が設置され、また最先端のバリアフリー化もなされており、高等部の生徒が安心して通学することができる。

5年10年後の計画実施では、現在在籍している児童生徒は卒業してしまう。教室不足の解消により、「適切な支援」が一刻も早く受けられるように、最善策として、県立柏北高校跡施設を利用し「高等特別支援学校」が設置されることを強く要望する。

「素案」にも「喫緊の課題」として指摘されている「児童生徒増による過密化、長時間通学の解消」に向けた取組については、学校増設、用地を取得した上での教室の増設に早急に取り組むことを求める。また、特別支援学校から通常学級への支援が増加する状況を迎えるのであれば、教職員増は何よりも取り組まなければならない課題である。

さらに、寄宿舎については、「特別支援学校の全体の機能の中で、その在り方について検討します」と記述されている。昨年10月に発表された「骨子案」にあった「存続あるいは廃止を含めて」が削除されたものの、「在り方の検討」の中で、「廃止」も視野に入れることに反対します。寄宿舎がなくなることにより、学ぶ機会が保障されなくなる児童生徒が生まれることになる。今回の「検討」が、教育条件の低下に繋がるものであってはならない。むしろ、現在の障害児教育における寄宿舎の果たしている教育的意義は大変重要なものであり、寄宿舎における教育的支援の在り方についてこそ、検討するべきである。

#### -1-(3)- センターの機能の具体例

学校施設・設備等を活用した各種プログラムの提供（体験教室等） 体験教室とはどのようなものか？現在、小・中学校に在籍する児童生徒向けの公的な療育は非常に少なく、あっても遠方で利用できない。特別支援学校では、専門性や学校施設、設備を生かして学習以外のソーシャルスキルや運動能力にも障害のある小・中学校に在籍する児童生徒向けの療育プログラムを定期的に提供して欲しい。

私は、養護学校の中学部に通う息子がいる母親である。（計画が）いつ、実現されるのか。センターの機能化する養護学校に対しても、現場の先生方が益々忙しくなり、混乱を招き、子ども達にしわ寄せがくるのでは、と大変不安を感じている。

現実に、生徒の増加に対して全く対応がなされておらず、来年度も教室不足になるため、本来教室でない和室まで教室になるとの話に、ほんとに驚いている。健常児の通う普通の小、中、高では、子どもが減少してクラスが余って、地域に場所を提供していたり、物置化している教室もあるのに、障害児に対しては、どんどん押し込めて早急の対応もしてくれない行政に対して、ほんとに悲しい気持ちになる。

我が息子は自閉症で、自閉症の障害特性の一つである聴覚過敏であり、周囲の声や音に対してとても敏感で、不安が強くなり、行動が制限されてしまう所が多々ある。そんな息子は、集団の中で過ごすには、かなりの苦痛を伴い、クラスが安心できる場所にはならず、今は普段使用頻度の少ない和室を安心の場所として、先生方が確保してくださっている。ところが、その唯一の場所が、来年度は教室になってしまうということで、大変ショックを受けている。それだけでなく、学校に登校する回数が少なく、集団に入る事がままならない息子は学校に居る時間も短時間で、家で過ごす時間の方が多い毎日である。

私も精一杯毎日頑張っている。息子が安心して過ごせる場所を探し、一緒にプールで遊び、電車に乗り、息子の毎日が充実して楽しい日々になるよう努力している。その積み重ねが将来の明るい自立へとつながると信じて、頑張っている。

現状に対して、もう少し心ある対応をしていただきたいと思います、投稿した。立派な教室でなくても良い。小さな空き教室の確保により、うちのような子どもが、学校に安心して通えるようになる場合もあると言う事を、知っていただきたく、来年度四月からの通学が可能になるよう、どうかよろしく願いしたい。特別支援教育の第一歩として、教室数の確保ができる対策を早急にしていただきたいと思います、心から願っている。

#### 特別支援学校の整備、機能と配置について

・県立野田養護学校では、平成15年度から本校に在籍している視覚や聴覚に障害のある児童生徒への支援として抽出しての個別の支援・指導を行ってきた。併せて、近隣の地域への支援も開始し、平成15年度は、視覚に障害のある生徒が在籍するK市の中学校へ巡回型の相談・支援を行った。この間、千葉盲学校からの指導・助言を得ながら、保護者への支援も連携しながら進めてきた。平成17年度からは、聴覚に障害のある中学生への巡回相談・支援をNA市の中学校へ出向いて実施している。千葉聾学校と連携し、千葉聾学校からも中学校への支援に足を運んで貰っている。

また、本校を会場に、平成17年度からは千葉盲学校、千葉聾学校と連携した「見え方」「聞こえ方」に関する相談会を行っている。この相談会をきっかけに、盲学校や聾学校へ相談に向かうケースもある。具体的な指導・支援に対しても連携をとりながら進めているが、視覚や聴覚に障害がある子どもたちへの支援について、本校の職員も専門性を高めてきていると思う。北総や南房総のように二校併記していただき、今まで培ってきたノウハウを活かせるようお願いしたい。

#### ・特別支援学校が担う地域のセンター的機能について

センター的機能として「巡回による指導」の充実が上げられているが、これまでは児童生徒への直接的指導よりも校内体制づくりの支援をと言われてきた。直接的な指導・支援も行っているが、本格的に始めるためには、人的配置等も考えていただき、自校の児童生徒への支援も充実させる方向で進めていただきたい。このことは、「通級指導教室」の担当教員にしても同様ではないかと思う。

計画のポイント及び(1)- 寄宿舎の在り方について

今回の素案については、前回の骨子案より良い方向になったと思うが、更に については「在り方の検討」から「支援の在り方」という文言が妥当かと思われる。

理由としては、

(ア)「特別支援学校全体が、配置・整備と機能の充実を図ります」と、書いてあれば当然、寄宿舎についても学校の一組織として充実を図らねばならないのではないか。

(イ)しかし、あえて舎を別にして表記する意味もあるので、機能の充実を図るためにも「支援の在り方」という表記が望ましいと思う。

私は、寄宿舎職員として寄宿舎教育の充実のために働いてきた。その間に寄宿舎の役割も「就学保障」から「生活教育」の場へと大きく変化し、これからも更に「生きる力」が子ども達に求められている。寄宿舎も含めて、特別支援学校が充実されるよう、お願いしたい。

今後の特別支援学校の新たな機能の構築の〔計画のポイント〕

特別支援学校の配置・整備と機能の充実を図ります。・喫緊の課題である・・・、・特別支援学校の・・・、・特別支援学校全体の機能の中で、寄宿舎の在り方についての検討

1 特別支援学校の整備や機能の充実

(1)特別支援学校の整備

喫緊の課題である、・・・

・・・なお、寄宿舎については、特別支援学校の全体の機能の中で、その在り方について検討します。

【変更9】下線部 について、いずれも次のように変更してください。

寄宿舎における教育的支援の在り方

(特別支援学校に関して)以下のように、書き直して欲しい。

(1)特別支援学校では、早期からの大人・保護者や関係者の教育相談等に応えるため、校内体制の一層の整備を図ります。(校内体制の整備・教育課程の研究(特に自閉症)・指導法の開発(特に自閉症))

早期からの教育相談の充実を図るため、特別支援学校がもつ教育支援を有効活用と継続的な教育相談の実施

教育相談の充実を図るため、校内組織の整備や特別支援教育コーディネーターを中心とした教員の専門性向上を図る研修体制の整備

視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱、知的障害、LD,ADHD,高機能自閉症等、障害に応じた相談と円滑な相談実施のための他機関との連携

自閉症に対応した教育内容・方法の実践研究及び適切な教育課程の編成

知的障害を主とする特別支援学校に多く在籍している自閉症の児童生徒に対する適切な指導法の開発を行うため、次のような研究課題の解決を図る。

ア)知的障害を対象とする特別支援学校における、自閉症の障害特性に対応した教育課程の編成の考え方を明らかにする。イ)自閉症の障害特性に応じた授業の充実を目指し、的確なアセスメントに基づく効果的な指導内容を明らかにするとともに、指導方法の開発や教育課程の整備を行う。

(2)地域における早期の教育相談支援ネットワークの構築のための特別支援学校の役割(ネットワークづくり)

市町村の療育機関、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校等は相互に連携して、乳幼児の発達や子育てに不安を抱く保護者が気軽に安心して相談できる体制を目指す。その際、保護者が障害の受容や前向きな子育てができるよう、適切な支援を行う。

(3)就学前の幼児に対する「個別の支援計画」の作成と適切な就学の支援のための特別支援学校の役割(「個別の支援計画」の作成や就学相談)

「個別の支援計画」の作成：特別支援学校は、市町村の専門家チーム、療育センターやマザーズホーム等と連携して、保育所、幼稚園、認定こども園における、障害のある幼児の「個別の支援計画」の作成に協力します。

就学相談の実施：就学相談について、県教育委員会は、市町村教育委員会が就学に関する専門家からの意見を聴いた上で必要な説明を行い、本人・保護者の意見を聴き総合的な見地から就学相談が行えるよう、(特別支援学校が=S氏)適切な支援を行います。

(4)小・中学校・高校における特別支援教育の整備・充実のための特別支援学校の役割（巡回による指導、講師派遣、様々な支援）

子ども達が、より専門的な教育的支援を受けられるようにするため、市町村からの要請に応じて、特別支援学校から各小・中学校に職員を派遣できるよう、「巡回による指導」による支援を検討。

地域の保育所、幼稚園、認定こども園、小・中学校、高等学校に在籍している障害のある幼児児童生徒に対する教育相談（来校、巡回）、巡回による指導さらに教職員の校内研修等への講師派遣などを行います。

LD,ADHD,高機能自閉症等の生徒が抱く、学習面や対人関係でのつまづきに対し、適切な指導・支援が行えるよう、総合教育センターの現職研修や特別支援学校からの支援により、高等学校の教員の理解啓発を図ります。

地域での交流及び共同学習の円滑な実施が可能となる仕組みづくりを推進し、「地域で共に学ぶ機会が得られる教育」の充実に向けて、地域を指定したモデル事業を推進します。特別支援学級と通常の学級、特別支援学校と小・中学校との交流

各市町村における特別支援連携協議会や各種連絡会議等の取組を（特別支援学校は）支援していきます。

(4)小・中学校・高校における特別支援教育の整備・充実のための特別支援学校の役割（続き）（巡回による指導、講師派遣、様々な支援）

特別支援学校におけるセンター的機能を活用し相談や情報提供、障害の理解など小・中学校や児童生徒に対する支援を充実させます。

特別支援学校は学校開放講座等の一層の充実を図り、地域の生涯学習を目指します。

卒業生や地域の障害のある人の生涯学習が充実したものになるよう、特別支援学校は「生涯学習支援ネットワーク」の一員として、その専門性や施設・設備を生かした社会資源としての機能を果たします。

特別支援学校が自校で研修会を開催し、地域の小・中学校等の教員の障害に対する理解・啓発の促進や専門性の向上を図ります。

地域の小・中学校等で開催する職員研修に、特別支援学校から職員を派遣し研修の講師を積極的に務めます。

（特別支援学校は）障害の基礎的な理解を図るため、地域のボランティア等を対象とした研修を実施します。

3)「人的物的資源の見直しで対応」などでは、子ども達の願いは実現できない。

上記のような新たな役割が盲・聾・養護学校に課せられようとしている。もしこのような役割を求めるのであれば、一体どの程度の教員の配置が新たに必要なのかという点については、殆ど具体的指摘はない。

(本文P24-4)「センター的機能充実のための教員」の配置の中身を明らかにする必要がある、上記のような機能を真剣に果たすつもりがあるのであれば、少なくとも今の教員の2-3割増しは必要であろう。当局は「これは10年計画なので」と言っているようだが、喫緊の課題ではないのか。10年もかかってこのような課題をやっていたのでは、現在苦しんでいる児童生徒の救済には役に立たない。これでは、この基本計画の指摘する「喫緊の課題」は「絵に描いた餅」になるという批判は免れない。多くの軽度発達障害の児童生徒及び保護者、教職員の切なる願いは、到底実現不可能である。

文部科学省は第8次の定数改善計画で、「センター的機能への対応を含む定員措置を計画」したが、総人件費の抑制の政府方針で「見送り」になっており、職員の増員は期待できない状況です。また、2007年度から二年間で障害児支援員の増員を3万人に拡充する方針を決めているが、この支援員の統一的資格はなく、どのような状況になるのか不透明な状態である。

答弁（参議院における、京都市の北総合養護学校の教員配置に関する文部科学省担当の答弁：答弁内容は略）は、文部科学省が教員の増員なしに特別支援学校の体制を工夫すれば、教育相談や地域支援に携われる教員の捻出はできると踏んでいることを示している。更に深刻な問題は、この「基本計画案」では「巡回による指導」までも含んでいると言う事である。一体どのようにすれば、このような方針がでてくるのか、障害児教育の現場にそのような余裕がないことは百も承知しているはずである。京都市の特別支援教育の体制に関する答弁でも明確にわかるように、この「基本計画案」は文部科学省の方針と軌を一にしていること、特別支援学校の教育条件を削って、人的物的資源の再配分を強行することで、軽度発達障害の児童生徒の教育を行おうとしている方針が示され、特別支援学校で働く教師にとってもそこで学ぶ児童生徒の保護者にとっても、また軽度発達障害の児童生徒をもつ保護者にとっても、とても納得いく計画ではないことを指摘しなければならない。

### 3. 寄宿舎について

#### 1) 特別支援学校の全体の機能とは何か

2006年3月に出された千葉県「ノーマライゼーションの進展に対応した障害児教育の検討会議」の出した最終報告の中に、次のような一節がある。

「さらに、今後の新たな課題として、(中略)県内8校の盲・聾・養護学校に設置されている寄宿舎の在り方についても、特別支援教育の推進に伴い、その在り方を検討する必要がある。(P26)」

そして、昨年(2005年)の10月に出された骨子案では下記のように書いてあった。

全県型の特別支援学校については、通学区域が全県にわたる場合、今後も寄宿舎を存続し、機能の充実を図ります。

特別支援学校としての新たな役割を担う特別支援学校については、それぞれの学校の新たな役割に応じて、存続あるいは廃止を含めて、その在り方について検討します。

今回の素案では、「寄宿舎については、特別支援学校の全体の機能の中で、その在り方について検討する。」となっている。

『廃止を含めて』という文言は消えたとはいえ、「在り方について検討」となると「廃止」を視野に入れる可能性が十分あります。2006年3月、10月、2007年2月の短期間の中でこのような変化がみられることをどのように考えるのか真意を確かめる必要がある。

#### 2) 寄宿舎の機能は特別支援学校になっても変わらない

寄宿舎教育の実践については、長年にわたり、検討され実践の蓄積が行われてきた。実際の寄宿舎の果たしている教育的意義は障害児教育の中で重要な役割を担っており、ここで述べられている「特別支援学校の全体の機能の中で」検討するというものではない。この項目は「1 特別支援学校の整備や機能の充実」というものであるが、寄宿舎がこの特別支援学校の機能を阻害しているかのような記述は到底納得できるものではないばかりか、児童生徒にとっては母子分離や自立に向けての重要な教育の場であることは多言を要しないことである。

1 4 段目 ・「交流及び共同学習」の推進による・・・を「交流及び共同学習」の推進による、を削除し、「通常学級と特別支援学級との垣根を取り払った教育体制」の推進・・・と置き換える

1 1 段目 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実を図ります。に

・一人一人に適した補助教材や器具などの整備、を追加

(2) 交流及び共同学習の推進を

(2) 交流及び共同学習の廃止

交流という言葉は分離が前提となっているために出てくる言葉。分離教育を廃止し、地域でともに学ぶ機会をより多くもてるよう、手引書や指導事例集等を作成し、県内の各学校関係機関への理解啓発に努めます。 という文言に置き換える。

(4) 自閉症に対応した・・・を

(4) 自閉症はじめ全ての障害に対応した、へ変更

下から7段目 「・・・自閉症の児童生徒」を「自閉症はじめ全ての障害をもつ児童生徒」、へ変更

## 【後期中等教育の充実と卒業後の自立支援】

高等部のように転入生が多いと、小学部より在籍している子供達は障害が重い子がおおく、生徒数の増加で先生方の目が行き届かないのではないかと。転入生が障害を持ち生活している子供達をどのように受け入れ、共に生活できるか、現にいじめの問題もでてきている。地区の中学校で自分はいじめられていた、今度はその反動が養護に来ていじめる側にたってしまう。言葉が出ない子供達は、いじめられても先生方に伝える事が出来ずに、自傷行為がよみがえってしまう、これでいいのか、と不安に思う事がある。中学までは義務教育だから、とりあえず地区の中学で、高校入学ができないから養護へ、卒業後の進路も大丈夫みたいだし、と言う親が多いのではないかと。中学卒業後、養護への進学を全て認めてしまったら、在学中の子供達の行き先がなくなる。

特別支援教育を行うのであれば、地域に受け入れ可能な高等学校をつくる、そこに障害児教育を専門とする職員を配置する。高等学校の統廃合があるなか、空き教室や学校を利用して、特別支援高校を設置する等を検討していかなくては、養護学校がパンク状態になってしまう。自立支援法では、障害者を地域へと言う事なので、地域で生活していた子供達は、地域への高校進学を検討すべきだと思う。

環境への適応力の弱い、人間関係に対して困難を抱える自閉症者は、「単なる技術の習得」だけでは就労を維持するのは困難である。ソーシャルストーリー等、社会適応について、「社会人として生活するスキル」を早い段階から指導を行ってくれることを望む。それについては、卒業生や雇用主から失敗経験を学校にフィードバックしたり、実際に教員が生徒と共に長期間の体験を行ってみたりして、実情に応じた対応策を指導していただきたいと思う。

5. 空き教室のある小・中・高校に分校を。また高等養護学校を。

1) 障害児学校の過密化の解消はまさに「喫緊の課題」である。

(本文P20)「今後、地域によっては、(中略)・・・職業教育の充実を図り、卒業後の就労を目指します。」という文章がでていいる。定員を大幅に超えていると思われる千葉県立の養護学校は、少なくとも6校あり、児童生徒の安全上や教育条件の改善という観点からも学校の新設、小・中学校の空き教室の活用、可能であれば、高校の空き教室に分校をつくるなどの改善策が至急採られなければならない。

本校では、学校としての意向は分校化だったが、食堂は校庭を使って、校舎は隣接する土地を購入して増築という形になったことで、体育館、運動場、調理室、音楽室その他諸々の場所の過密化は引き続き解消されません。また、公道をたくさんの児童生徒が横切るという不安も重要な問題として考慮しなければならない。

県下の過密過大校の解消を一刻も早く実現して欲しいものである。この件に関しても具体案は示されず、早急な解決が望めない事に失望している。障害児学校での重大事故が起こらないことを願うばかりである。

〔計画のポイント〕に、障害のある生徒の選抜方法を、障害に配慮して行い個人に見合った試験方法を取り入れる、を追加。

〔計画のポイント〕に、全ての障害児童生徒が通える普通高校の設置など障害児童生徒への門戸を開き選択肢を増やすことを目指す、を追加。

3 高等学校における特別支援教育の支援体制づくり

高等学校において発達障害への理解を深め・・・を、高等学校において発達障害等全ての障害への理解を深め・・・に置き換える。

下から7段目

高機能自閉症等の生徒に対し・・・を、高機能自閉症等全ての障害をもつ生徒・・・に置き換える。

(1) LD、ADHD、高機能自閉症等の生徒・・・を

(1) LD、ADHD、高機能自閉症等全ての障害のある生徒・・・に置き換える。

(2) LD、ADHD、高機能自閉症等の生徒の・・・を

(2) LD、ADHD、高機能自閉症等全ての障害のある児童生徒・・・に置き換える。

## 【学校と教員の専門性の維持・向上】

研修を体系的に考え、言語障害に関する専門性を、どう維持・向上するのかを明文化してほしい。また、担当入門期の教員が、自信をもって子どもの指導ができるよう、研修日数と内容の充実をしてほしい。

県教委から小学校に、指導主事を派遣して研修会を開いていただき、特別支援教育について先生方に説明してもらいたい。

（理由：県が特別支援教育を重要と考えていることと、その具体策を研修会で現場の先生方に示していただきたい。現場の先生方に示していただきたい。現場の先生方がどう考えているのか、研修会後にアンケートをとれば、相互の理解が進むと思う。

自閉症協会で強く要望している、教員の発達障害に対する理解の向上については、『保育所・幼稚園、小・中・高等学校の教員を対象とした現職研修』など、研修の充実が謳われているが、現実には「研修機会の確保」が学校現場の問題となっているのではないかと懸念されている。これが解決されることを望む。また、「研修の成果」が「児童生徒の成長に結びついた」という根源的な目的達成につながるような評価とフォローを、管理者と保護者が意識をもって、教員にアプローチし続けることが大切と思う。

次に、私達が危機感をもっている学校での不適切な対応の結果による二次障害について、具体的な解決を学校・教育委員会が真摯に行ってくれているか、非常に疑問に感じる。本人からの悲痛なメッセージを保護者や担任がいち早く気付き、学校や教育委員会が形式とらわれず、具体的な緊急救済と長期的なケア・環境構築を行う体制づくりを、県内どの地域でも行えるよう指針を本計画に明示していただきたく願います。

特別支援教育のもとでは、小・中学校の教員や特殊学級の子供達、通常学級に在籍する障害をもつ子供達については、専門領域の現盲・聾・養護学校（特別支援学校）からの支援が受けられたり、コーディネーター研修をはじめとする軽度発達障害に関する研修が受けられたりし、支援体制について明文化され保障される。

しかし、言語障害を専門とする現盲・聾・養護学校はなく、言語障害（構音や吃音に関する）への支援は、他の障害領域に比べて皆無と言わざるを得ない。また、盲聾養護の専門性の裏づけになる免許法をみても、学校種別に対応した免許法が基になっている様子で、免許法からみても言語障害（特に構音障害・吃音）のことについては、環境が整っていない状況である。国レベルの研究の様子も、自閉症やLD等への研修や最近話題の「重要課題」の研修へ向けられている様子で、当分この傾向は続きそうである。

私は現在、小学校で特別支援教育コーディネーターと、知的障害特殊学級の担任を務めている。

【意見を、3つに分けて記載する。】

### 1 特殊学級担任の確保について

専門的な知識や経験がない先生が特殊学級等を担任することは、大きな負担である。特殊学級等を担任（担当）する希望がない先生が、本人の意に反して担任（担当）することになった場合は、児童生徒が適切な教育を受けることが一層難しくなるであろう。

（第1段落）

・特殊学級等を担任（担当）する教員を確保するため、次のことが必要である。

特殊学級等を担任（担当）する専門的な知識や経験をもった人材を確保する。

特殊学級等を担任（担当）する希望のある人材を確保する。

盲・聾・養護学校の場合は、小・中学校の採用試験の書類〔第2次選考自己申告票〕に特殊教育諸学校へ採用されることの可否を記入する欄があり、免許はなくとも勤務する意志の有無を確認するようになっている。免許を保有していない人を採用するにあたっては、この欄の記述を参考にしていることと思う。希望していないのに採用された先生は少ないのではないかと懸念されている。

これに対して、特殊学級等の担任（担当）には、教員採用時に特別な措置が執られていない。特殊学級等の担任（担当）の採用もなければ、採用時に可否を確認する欄もない。さらに、講師の採用事務においても、盲・聾・養護学校への希望を記入する欄はあっても、特殊学級等の担任（担当）の希望を記入する欄はないとも聞いた。現状の小・中学校では、ほとんどの先生が特別支援教育に関する専門的な知識や経験を持ち合わせておらず、しかも、特殊学級等の担任（担当）を確保することは、とても難しいことといえる。

(第2段落)

・教員採用時において、特殊学級等を担任(担当)する専門的な知識や経験をもった人材を採用する枠を設ける。

大学で専門的な知識を学んだり、特殊学級で講師・介助員の経験をしたりしている人材なら、初任者であっても、特殊学級を複数配置している学校で特殊学級担任を務めることは可能である。ベテランの担任者のもとで、初任者はさまざまなことを学ぶことができる。学校によって運営の仕方はさまざまであるが、どちらかがベテラン担任であれば、初任者が担任となっても運営できる。何年か一緒に勤務すれば、単学級の学校で特殊学級担任になることもできるであろう。

また、専門的な知識をもった人材を採用時に確保できれば、すぐに特殊学級等の担任(担当)に任命しなくともよい。特殊学級等の設置校に採用されて、3年程度通常の学級を担任しても良いだろう。そして、初任者研修のプログラムの中に特殊学級等の授業参観や体験実習を多く設けたり、2年目と3年目にも体験実習を行ったり専門の研修を受けたりすることを義務付けたうえで、4年目から特殊学級等の担任(担当)を努めるといった形をとれば、あまり無理がないのではないかと。

特殊学級で介助員等を努めている複数の若い人から、「特殊学級で担任したいが、採用枠がない」と相談を受けたことがある。現状では、小・中学校を受験するか盲・聾・養護学校を受験するか選ぶしかない。しかも、採用された後に特殊学級等の担任(担当)する人材が足りないことが大きな問題になっている。専門性のある優秀な人材を確保して、特殊学級等の担任(担当)へと養成する仕組みがぜひ必要である。検討願いたい。

(第3段落)(特殊学級等の担任(担当)の人材確保のため)

・教員採用試験の「第2次選考自己申告票」において、特殊学級等を担任(担当)する希望の有無を尋ねる欄を設ける。

現在は、校長から「特殊学級等の担任(担当)をしませんか」と打診を受けても、「私は採用時にその希望はしていない」という答が成り立つ。これから、特別支援教育に関する講義が大学等の養成機関においても充実していくことが予想される。それに伴って、「専門的な知識はまだ十分でないが、特殊学級等の担任(担当)をしてみたい」という希望を持つ人が増えるのではないかと期待している。こういった人材を確保して、採用後に上記(第2段落)で述べたような研修に参加させることで、担任(担当)として養成していくことができれば、「担任を希望する人が少ない」という現状が改善されることであろう。そのために、まず採用試験の調査書において、「特殊学級等を担任(担当)する希望の有無」を尋ねる欄を設けてはどうか。今すぐ担任になる希望というよりは、将来の希望はどうか確認できればよい。

通常学級におけるLD,ADHD,高機能自閉症など(三つ他を以下、軽度発達障害と書きます)特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する支援について

基本的には、健常児にも必要である教育方針を強化し、教員の教育にもっと時間とお金をかけていくべきだと考える。たとえば、教師に養護学校で一年研修してもらうなどの基本的なスキルをつけてから、一般の学校へ配属する。また、軽度発達障害の児童生徒のために専門家の雇用をもっとすべきだろう。いじめ、不登校などの生徒指導だけでは解決できない部分に介入できる発達障害の専門家である。そうすれば、この計画に多大な協力と労力を惜しむことなく推進できるであろう。それから、10年計画でもっと早くならないのか。これが全て整うまでに、我が家の子ども達(13歳、10歳、6歳)が卒業してしまう。

理学療法士・・・専門職の活用 早急に実現していただきたい。また、少人数では支援回数が少なくなってしまう、効果が現れないため、必要な児童生徒には効果が期待できる十分な支援回数が確保できるよう、人材を確保していただきたい。

1 - (1) - 悉皆研修の充実

- ・・・LD,ADHD、高機能自閉症等のある幼児児童生徒の・・・を
- ・・・LD,ADHD、高機能自閉症等全ての障害のある幼児児童生徒・・・に置き換える

1 - (1) - 悉皆研修の充実

- ・・・幼児児童生徒の基礎的な理解が深められるよう・・・を
- ・・・幼児児童生徒の基礎的な理解はもちろんのこと、一人一人に合った実践的アプローチの方法が深められるよう・・・に置き換える

## 【その他】

現在の学校では、教職員数が絶対的に不足している。また、教職員の時間的・精神的余裕もますます失われている状況がある。高等学校と特別支援学校の教職員を増員すること、そして、職務を精選し、不必要な文書をなくして時間的なゆとりを創造することが求められている。さらに、これまで以上に、教職員間の集団的な取組や、保護者・地域との連携が求められている状況を受けて、生徒を中心に、互いに信頼しあって教育に関われる条件の整備に努めるべきである。現在検討されている、「業績評価」は、教職員個々を分析し、互いを競争に晒すものであり、教職員間の信頼関係を損なうものでしかない。「業績評価」ではなく、生徒を主体とした教職員の共同による自発的取組を促す施策を検討することを求める。

私の子どもは現在、養護学校の中学部1年生である。子どもの平日の放課後の活動について悩んでいる。学校は2時40分に終了するので、子どもはスクールバスに乗って3時半には家に帰ってくる。その後は買い物に行ったり、なるべく外に出るようにしてはいるが、母子でずっと過ごすことになる。一度しかない大切な中学生時代であるので、放課後も同じ年代の友達と一緒に過ごす時間があれば、子どもにとってとても良い経験ができるだろうにと、いつも思っていた。

しかしながら、地元の中学校の生徒さん達はほとんど部活動に入っていますので、平日には殆ど顔を合わせないのが現状である。それに、私の住んでいる地域の中に障害を持つ児童生徒の放課後活動をしている施設がどのくらいあるのか、その情報ももっていない。「個別の教育支援計画」には、関係機関からの情報を整理して盛り込むと記載されていたので、放課後活動についての支援もお願いしたいと思っている。養護学校の中学部の放課後の部活動についてはどのようにお考えなのか、教えていただきたいと思っている。

特別支援教育コーディネーターが各校に配置されている。いろいろなコーディネーターのお話を伺う中で、通常学級の教職員の認識を変えてもらうことに大変ご苦労されていることが想像される。

これからの特別支援教育の成功の鍵は、教職員の意識改革にあるのではないかと。通常学級の教職員には、いつでも障害のある子が自らの学級に一員になり得るといえること、それが当たり前なのだという認識をもって学級経営にあたっていただくことが必要と考える。すでに在籍している学級も多々あるわけで、軽度発達障害を含む多様な子ども達を、一人一人に合わせた視点で指導することが必要である。

また、従来の特設教育の教職員も意識改革が必要である。障害のある子ども達の多くはむしろ通常学級にいるのだという現実を、どれだけの教職員が認識していらっしゃるだろうか。従来の特設学級の教職員が、通常学級と連携して子ども達を支援し、積極的に通常学級に参加できるような体制をつくることも急務だと考える。

さらに、障害のある生徒は高等学校にも相当数入学している。千葉県は障害のある生徒の高校進学に画期的な施策をもっている。素案には、こうしたことがほとんど触れられていないのではないかと。生徒達の多様なニーズに応えるためにも、ぜひしっかりと素案に入れていただきたい。

特別支援教育を推進するには、特別支援教育課だけでなく指導課、教職員課ほか教育庁あげて連携しながら取り組んでいただくことが必要である。障害のある生徒は県立高校に、そして小・中学校に数多く学んでいる。現場では数々の実践、特別支援教育の先駆的な取組がすでに行われている。しかしこれまで、それを記録したり今後の実践に活かすことはなされてこなかったと思う。特別支援教育が実施される今こそ、そうした小・中・高校での先駆的な実践を記録し報告し合い、活かし合うことができると思うし、そのことが現場で強く求められていると考える。

教職員の意識改革、また地域との連携には、地域密着・当事者密着の活動をしているNPOとの協力がきわめて有効である。素案では、NPOとの連携も少し触れられているが、もっと積極的に連携していくことを計画に入れていただきたいと考える。

最後になるが、すべての障害のある子ども達が、あらゆる教育の場で、そして今ある場で、尊重され充実した学校生活を送ることができるようにするための特別支援教育を実現していただけるよう、重ねてお願い申し上げます。

県の障害者差別条例の作成過程で就学・教育現場のたくさんの差別事例が明らかになったが、そのことがこの計画では全く取り上げられていない。明らかになった差別の実態を考察し反省し、今後このような差別をなくしていくための取組を計画にも盛り込むべきだと考える。また、計画の各内容が差別事例の減少に寄与できるかどうかという視点をもって検証していくことが必要だと考える。（同様の意見あり）

(1)就学相談においては、当事者の意思を尊重することを明確にすること。当事者の意思の尊重なしに、就学指導のトラブルはなくなる。また、当事者の意に反して統合された環境を奪わないことを明確にすること。

(2)「支援」の計画・実施にあたっては、当事者の意思を尊重することを明確にすること。

(3)教員の研修に、差別条例作成時に集められた差別事例を用いた研修を行うこと。

「支援」の指導や助言の中心が特別支援学校になっているが、普通学級という集団の中で認められ尊重されるための支援、普通学級でみんなと一緒に学ぶための支援のノウハウやスキルは、特別支援学校にはないはず。ないにもかかわらず、あたかもあるかのように小・中学校での「学級での支援」が書かれていることに、とても違和感をもつ。これまでも、多数の様々な障害児が障害の状況にかかわらず普通学級で学んできたし、今も学んでいる。その実践を集約し蓄積する取組をするべきだと考える。

本県における障害児教育の現状と課題

3 小・中学校の現状、4 盲・聾・養護学校の現状、の間に、改めて4を起こし、  
4 高等学校の現状を加え、5 盲・聾・養護学校の現状、6 課題、とする。

【変更4】4 高等学校の現状については、小・中学校、盲・聾・養護学校と同様に、  
(1)受入れ校の現状、(2)生徒の増加、(3)生徒の実態や指導内容等、(4)高校卒業後の進路、を列挙する。

【変更5】上記4-(1)受入れ校の現状の中で、「入試選抜制度」の在り方についてふれてください。

【変更6】5 課題(3)(4)の間に改めて(4)を起こし、下記のようにする。

(4)高等学校で学ぶ障害のある生徒及びLD,ADHD、高機能自閉症等の生徒の教育的ニーズを踏まえた校内支援体制をどのように整備するか。

以下、(5)(6)(7)とする。

・ 小・中学校における特別支援教育の整備・充実、 今後の特別支援学校の新たな機能の構築、の間に改めて を起こし、 高等学校における特別支援教育の整備・充実とする。  
(以下、 今後の特別支援学校の新たな機能の構築、 後期中等教育・・・とする。)

の〔計画のポイント〕は、下記の内容にする。

障害のある生徒にとって、「個に応じた授業体制」を推進し、学級における支援を充実させる。

・ 障害者理解の推進、・T・T等、指導の工夫、・個別の教育支援計画、個別指導計画の作成、・障害のある生徒の学びにくさや特性に配慮した支援、・学級における生徒の支援の充実

LD,ADHD,高機能自閉症等の生徒を含む、在籍する障害のあるすべての生徒が、適切な教育的支援を受けられるよう、校内体制による支援を充実させます。

― 特別支援教育コーディネーター、校内委員会の充実、・特別支援教育支援員等による支援

学校を支える校外からの支援システムを整備します。

・ 特別支援学校からの「巡回による指導」の充実、・クラス運営を円滑にすすめる人的加配、・学校教育実践に役立つようにコーディネーターと情報を活用します。・地域支援ネットワーク等による支援  
卒業後の進路指導に向けての指導体制を充実させます。

・ 校内進路指導部との連携、・地域支援ネットワーク等による支援

県内の公立高校での受け入れ拡大を図ることを明記すべき

普通高校に在籍している障害児・者は増加しています。平成18年9月時点で千葉県の公立高校42校に77名の障害のある生徒が在籍し、様々な支援を受けながら高校生活を送っています(当会が県内の公立高校に行った公開質問状の集計結果より)。障害児・者が公立高校で学びたいという教育ニーズは高まっておりこれを保障するために、千葉県の公立高校への受け入れの拡大を明記する必要がある。

構成図左端上から8行目～10行目「通常の学級における、LD、ADHD、高機能自閉症等特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する支援の充実」

「通常学級における、障害種別、程度にとらわれない特別な教育的支援を必要とする生徒に対する支援の充実」に置き換える。

各地区では特別支援学校が相談窓口的役割を果たすとも聞いているが、現場では、やはり担当できる専門の方が不足していると聞いている。その調整や、配置の状況を把握し、きちんと措置するのが県としての役目ではないだろうか。

教育や全ての事柄が各地域主導の体制に移行されてきているが、県内市町村の対応、果てには学校の才腕によって色々なことが変わってきて居る。それは想像以上の格差になっている。「ことばの教室」などは各校の校長はじめ執行部の先生方の意識がきちんとしている所は各担当への意識付け、そして独自の研修を持ち、学ばせるなど、良い連鎖となつて広がってるが、とりあえず「ある教室」という意識しかなく、役割や重要性の意識がないために啓発も行われず、担当へのサポートもなく学校の都合で使われてしまう教員になり、教室として認められる事なく、廃止されてしまうなど、あつてはならない連鎖が起きている。

聞くところ、とても薄く広い研修で新しく就いた教員には、実践で使えるような内容には程遠くなってしまったとの事である。教員の専門性の低下が懸念される。現実に関自分がその教員の立場であったらと思うと、それ恐ろしく感じるほどである。そして又指導を受ける児童だったら更にそれ以上であろう。

今の時代、自主性や独自性を大事にし、各地域や教育委員会、各校長を尊重するという事はすばらしいことだとは思いますが、それは、ある一定の水準に達していればこそで、うまく出来ていない地域を見過ごすというのは自主性とはかけ離れたものであると考える。具体的に事柄を整理し、良い事例などを積極的に照会し、評価していく必要がある。

コーディネーターに関してであるが、学校に一人、任命されていると聞いている。この役割は片手間に出来るほどの役割なのだろうか。確かにどの自治体も財政難ということは判っているのに、各学校にとまでは言わないが、各出張所単位ぐらいで良いので、調整役、または目的達成のためのサポート人員として配置して頂いてバランスをとってもらい底上げをしてもらいたいものである。転勤に伴っての補充も計画に取り入れて欲しい。

「人的物的資源の配分の在り方について見直し」の方針の具体化

この「素案」を平たく言えば、軽度発達障害をもつ児童生徒の教育のための「新しい教員の配置はしません。現在の教員の配置換えで行います。」ということである。その意味では、この「素案」の内容もその枠内ということができる。特殊教育から特別支援教育への転換に隠されていた大きな意図が、「骨子案」に引き続き「素案」に文字として露になってきたといえるのではないか。県下のいくつかの学校で実施されている一学級一担任制において、担任から外れた教員が軽度発達障害の児童生徒を「巡回し指導する」ことに駆り出されるのではないかと危惧される。